

令和7年度
第3回八幡浜市中学校部活動地域展開検討委員会記録

1 開会あいさつ（井上 靖 教育長）

大変お忙しい中、参加をいただき大変ありがたい。今回、第3回となったが、10月29日の第2回終了後、事務局が市内の全小・中学校を回った。小学校6年生、中学校1年生対象に、現時点で市としてどういう方向で動いているのかという説明を行った。その時、ある小学校で、こちらは求めていなかったけれども、なんと感想を書いてくれた小学校があった。その中で二つほど紹介したい。

「僕は、まだ何の部活に入るか決めていません。でも、保内中学校と一緒に部活動をすることで交流ができたり、子どもが少なくなっている中で、確実に部活動ができたりするのはいいなと思います。部活動の中身や移動の方法は変わるかもしれませんが、一生懸命頑張りたいです。」

「八幡浜市は、僕たちが楽しく熱心に活動に取り組むために、地域クラブなどを考えてくださっていることを知ってうれしかったです。このような取組があることを知って部活動が楽しみになりました。学校が協力し合うことで、自分たちの選択肢が増えることを知って安心しました。」

感想を書いてくれたのは1校だが、こちらの方の説明に対して、子どもたちが拠点校方式によって一緒に活動するかもしれないという話も前向きに捉えてくれ、中学校生活への夢を広げていってくれていることを聞いてとてもうれしく感じた。今日は、第2回で提案させてもらったことも含めて、更に深めていきたいと思う。最後までよろしくお願いしたい。

2 委員自己紹介〔山内將司委員〕

1月1日より青年会議所理事長を仰せつかった山内である。今回の参加が初めてで、分からないことばかりだが、よろしくお願いしたい。

3 議事（進行：井上靖 委員長）

(1) 部活動地域展開事業の進捗状況について

【事務局】

一つ目に、昨年11月4日の双岩小学校を皮切りに、12月11日の喜須来小学校まで、全小・中学校14校の小学6年生、中学1年生及び希望保護者を対象とした部活動地域展開事業の説明会を実施した。どの学校の児童生徒、保護者の皆さんも説明にしっかりと耳を傾けていただき、質問も多く出るなど興味関心を持って視聴いただいた。その時に行ったアンケートの結果を、12月22日付で、保護者、教職員に配布した。アンケート結果を見てもらうと分かると思うが、94%近くの児童生徒が本事業説明に理解を示してくれており安心している。また、どんな地域クラブを希望するかという質問に対しては、「丁寧で熱心な指導、いじめのないチーム、一人一人への適切な指導、適度の休養日設定」などが上位を占めた。質問も多く出たが、Q&Aの形で回答させ

てもらった。

二つ目は、保護者や一般市民向けの啓発動画を制作し、12月11日から市の公式SNSにてYou Tube 配信を開始した。各家庭へも周知も行ったところだ。

三つ目は、小学6年生を対象に、12月現在での部活動及び地域クラブの希望調査を行った。この調査は、拠点校方式の部活動が開始された際の生徒移動人数をある程度把握することが主な目的であり、非公開として扱わせてもらっている。3月には、同様のアンケートを実施する予定である。

四つ目は、生徒輸送手段の確保に関して、周囲に十分な理解と支援をいただくために、市長・副市長をはじめ多くの関係者の方々に説明を行ってきた。その結果、1月16日に来年度当初予算に対する理解を示していただき、中古バス2台を含めた事業予算が確保できる見込みとなった。なお、今後の更なるバス確保については、学校教育課との連携を強化し、スクールバス等の活用を最大限に考えていきたい。

五つ目は、部活動の活動場所の検討など、両中学校長と様々な協議を行ってきた。今後も学校現場の声を第一に考え、検討を続けていきたい。

最後に、昨年暮れより今年初めにかけて、文部科学省からのガイドラインや県の推進計画案及び国の予算関係の文書が相次いで通知された。第2回検討委員会で検討いただいた「八幡浜市地域クラブ活動整備方針」の改訂が必要となり、本日その改訂版を検討いただくことになっている。

【委員】

生徒輸送バスは中古という話だったが、なぜ中古になったのかを教えていただきたい。

【事務局長】

バスの導入を考えていた頃、バス販売会社の情報として、新車バスを買うと1台当たり一千万円ほどの費用がかかるということが分かった。また、仮に予算が付いたとしてもバスの納入・納車の時期が明確ではなく時間が掛かる可能性があり、今年8月からの運行には間に合わないということが分かった。時を経ずしてちょうどその頃、市内のバス会社が、買い替え時期に当たる中古バス2台を所有しているという話があり、交渉した結果、購入に向けて条件が整った。バスの安全性や運行については全く問題がなく、低廉コストで、しかも運行予定の8月に間に合うということで中古バス購入に至った。

(2) 八幡浜市地域クラブ活動整備方針（改訂版）について

ア 「八幡浜市地域クラブ活動整備方針」（P 1～5）に関して

【委員】

5ページのオ「生徒の安全・安心の確保」に関して、こどもの性暴力防止法の施行が今年12月25日になっているが、八幡浜市でそのようなことは起こらないと思うが、万が一、そのようなことが起こった場合、自分から発することができないと思う。このような場合、早期発見のために、どのような方法を考えているかということを知りたい。また、保護者からのいじめの情報等が入った場合、どうされるのかということも教えていただきたい。

【事務局】

後ほどの議題の「こども性暴力防止法」のところで、まとめて説明をさせていただきたい。

イ 「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）」（P 6～9）に関して

【事務局】

第11条は、生徒のバス利用申請の方法に関するものである。

第12条は、指導者報酬に対して公的支援を行った場合の実績報告書の提出に関するものである。

第13・14条は、透明性のある実施主体の運営を目指して、収支予算・決算報告書の提出に関するものだ。なお、地域クラブBについては、スポーツ協会加盟団体であり、既に毎年度始めに提出することになっているので記載していない。地域クラブCについては提出は求めないものとする。

第15条は、学校管理規則に従って学校が部活動の大会時等に提出している「対外運動競技」や「文化的活動」の参加申請書や報告書の提出に関するものだ。これは地域クラブ、学校、教育委員会が連携して、子どもたちの活躍に関する情報を共有するという目的のものである。

第16条については、地域クラブ活動指導者として適格な方を推薦していただくためのものである。

以上、国のひな型に加え、市独自の要綱を六つ加えているので検討願いたい。

【委員】

第16条の指導者推薦届出の様式に関して、どういう理由でその方を推薦するかなど、もう少し詳しく書けるようにした方がよいと思う。

【事務局】

推薦理由は大切だと思うので、それを記入してもらえるよう様式を修正したいと思う。

【委員長】

実績であるとか、日頃の取組などの記載もあると分かりやすい。

ウ 「八幡浜市地域クラブ活動認定制度」（P 10～14）に関して

【事務局】

国のガイドライン及び県の推進計画に記載の認定要件に基づき、市の認定要件を加除訂正させてもらった。赤字の部分は国と県の要件を参考に、青字の部分は八幡浜市独自の内容として加筆させてもらったので検討願いたい。

【委員】

認定要件「② 適切な休養日や活動時間が設定されていること」＜確認事項＞の活動時間について、部活動によってはネットを張るなど、かなり時間を有する部活動もあると思うが、この設定されている2時間程度というのは、準備から含めた時間のことを言っているのか、それとも練習開始からの時間を言っているのか教えていただきたい。

【事務局】

現在の学校部活動も同じだが、準備を含めての時間を活動時間と捉えている。

エ 「八幡浜市地域クラブ活動認定制度」の具体的支援体制（P17～20）に関して
【事務局】

「生徒輸送バスの利用」については、この輸送バスは、拠点校方式の部活動を対象に放課後の時間を使って運行するバスであることが分かるように、「地域クラブAのみ」と追記した。ただし、バスの乗車人数に余裕がある場合は、時間が合えば水泳や柔道参加の生徒なども対象としたい。

「市スポーツ協会加盟団体活動補助金」の対象は、今のところは市スポーツ協会加盟団体であることから、「地域クラブBのみ」と追記した。

「用具・備品類の使用」のところには、学校の施設を利用した場合、学校の備品や用具類を利用することができるが、破損する場合もあると思うので、その場合の報告について追記した。

「地域クラブ別支援体制一覧」では、すべての表の項目「公的負担」という言葉を「公的支援」という言葉に修正している。

地域クラブAについては、後ほど検討いただく「1 指導者報酬」を「有」から「検討中」に変えている。また、「12 ユニフォーム購入費」についても、「有」としていたが、膨大な予算が考えられることから、受益者負担に変更させてもらっている。

地域クラブB・Cの項目4～6は、中体連に関する支援なので、Bについては「八西柔道のみ」、Cについては「八幡浜SSC（陸上）と八幡浜SC（水泳）のみ」と追記した。

【委員】

現在、小・中学校にスクールバスが運行しており、4月から川上・双岩方面も新たに運行が始まる。また、高校のバスも運行し始め、市内はいろいろなバスが走る事となる。そこで、地域クラブ用のバスが他のバスと見分けがつくように、何かマグネットやステッカー等で子どもたちから見分けがつくように工夫してもらいたい。

【事務局長】

できるだけ低廉な方法で、ご要望に沿えるようにしたい。

(3) 検討事項

ア 部活動地域展開に伴う両中学校の部活動振興費（後援会費）徴収に関する取決めについて（案）

【校長説明】（別紙資料）

両校は、部活動振興費とか後援会費と呼ばれている「部活動に関する費用」を保護者から徴収している（受益者負担）。

八幡浜中の場合は、「後援会費」という名称で、1家庭600円を10か月徴収させてもらい、それを「消耗品費」「施設補助費」「ユニフォーム費」「部活動補助費」

「遠征補助費」「教育活動補助費」「施設設備充実資金」「雑費」「予備費」の項目をあげ予算書を作っている。部活動以外では、PTA会費として別に徴収している。現在は、後援会費の中に「施設設備充実資金」などの項目が入っており、複雑化することから、来年度からは、部活動関係以外の項目分をPTA会計に切り替え、部活動関係の予算に編成し直したいと考えている。そうすることで、部活動と地域クラブが混合したときの収支を扱いやすくしたいと思う。

一方、保内中の場合は、1家庭400円を12か月徴収して、部費として「各部活動費」「登録・大会・施設使用料」「ユニフォーム購入費」「予備費」の項目をあげて予算書を作っている。保内中学校の部活動振興費は、部活動関係だけの口座になっており考えやすくなっている。

そのような状況の中、今後、部活動と地域クラブ活動が混在していくことが考えられ、学校が徴収している部活動振興費（後援会費）の取扱いについて明確にしておく必要がある。そこで、次のような案で対応してはどうかと両校で話し合った。

- 学校部活動に所属しない生徒〔地域クラブ（市内・外問わず）に所属する生徒〕については、部活動振興費（後援会費）を徴収しない。
- 学校部活動に所属する生徒で、年間を通して活動する生徒は、現行通り徴収する。
- 学校部活動に所属する生徒で、年度途中から地域クラブに所属するようになる生徒は、地域クラブに所属する前月まで徴収する。 など

【委員】

これを機に、両校で金額を合わせてもいいのではないか。また、拠点校方式になった場合、その対象生徒は八幡浜中の徴収額で集めるのか、保内中の徴収額で集めるのかというところが難しくなるのではないか。

【委員】

拠点校方式だからというのではなく、学校で行う部活動としてそれぞれの徴収額設定で集めて予算配分しているので、それぞれの予算を持ち寄って使うという考えで行っている。

【委員】

拠点校方式になっても、各校の予算立てしたものをそのまま使うということで理解した。

【事務局】

部活動に関する予算は、両校の生徒数や部活動数などを総合的に考えて各校が設定している額なので、それを合わせることは難しいと考える。

【委員】

保内中学校にも八幡浜中学校にもある部活で、万が一、自分が所属している部活動で、ちょっと指導者とか友だち関係とかがあまり良好ではないので、もう一つの中学校の部に行きたいという子どもがいたときにどうするのか。

【委員長】

現在、そのような事例は起きていないが、そういうことについても今後検討して

いきたい。

イ 地域クラブ指導者報酬見直しについて

【事務局】

指導者報酬に関する資料を3枚配付しているが、一枚目の資料説明に沿って、2・3枚目の提案事項を説明する。

まず、1枚目の1に記載している基本情報は、おおよその値なので、あくまでも参考値として見てほしい。

1枚目の2に記載していることは、以前の整備方針内に記載していた指導者報酬時給1,750円をすべて市の公的支援で支払った場合の額を示したもので、実際数値で見ると膨大な予算額となり、現実的とは言えない。毎年この予算を取るとは不可能であるし、他の市町でもここまで公的支援で考えている市町はないと思われるので再考したい。

3枚目の表裏には、改定案を提示している。

案1は、指導者報酬を「時給」で考えた場合の幾つかの例を示している。例えば色を付けている黄色の部分为例に説明すると、時給1,100円の報酬を指導者に出す場合、部員12人とすれば受益者一人の月謝は3,613円となる。そして、そのチームに公的支援を時給200円出すとすれば、受益者一人の月謝は2,956円まで下がることになる。そして、この時給200円を予算付けした場合、公的支援額は、指導者が14人とすれば1,324,400円、28人ならば2,648,800円かかるということになる。

案2は、指導者報酬を「指導回数」で考えた場合の幾つかの例を示している。回数制は、何時間行っても同額という考え方である。例えば、1回2,100円を払うと受益者一人の月謝は3,208円となる。そして、市が公的支援を1回300円出すとすれば、受益者一人の月謝は2,865円まで下がることになる。その場合、公的支援額は、指導者が14人とすれば924,000円、28人ならば1,848,000円かかるということになる。どちらの案も、受益者負担は、3,000円程度と考えられが、回数制にすると少し公的支援額が少なくなると考えられる。

案3は、経済的困窮世帯に対する公的支援を導入した場合の例で、黄色の部分为例として説明すると、対象保護者に対して月2,000円を支援した場合、対象生徒が54人としたら、公的支援額は1,296,000円となる。

ここで示させてもらった案1・2・3は、あくまでも参考例であって、この中から選択するという提案ではない。指導者報酬や経済的困窮世帯への支援をどのように考えるかということ、この資料をたたき台にしながら、皆さんから意見をいただきたい。

【委員】

最低賃金が今1,000円を超えている。これから制度が変わって最低賃金がどんどん上がっていくと考えられる。お勤めされている方とか人それぞれ事情があると思うが、どのくらいの最低賃金レベルの報酬で依頼していくとお考えか教えてもらいたい。

【事務局長】

せめて最低賃金レベルでは維持したいと思う。しかし、今までの学校部活動は、学校が提供してきたが、今回の国の部活動地域展開によって、部活動は必ずしも学校だけが提供すべきものではないということになった。これと同じように、この部活動地域展開事業を市だけが主体的に継続する必要も義務付けられないのかもしれない。

行政サービスとして、市がどの程度中学生の部活動や地域クラブを限られた財源の中で支援していくのかということになると思う。バスの運行についても指導者の報酬にしても、同じ行政サービスの一環として考えなければならない。

今回の例は最低賃金の中で示させてもらったが、今後検討を続けていくにしても、潤沢な公的支援というのは難しくなってくるのではないかと感じている。

【事務局】

最終的な決定というのは、県下の20市町の状況を比較しながら決定になると思う。児童生徒の保護者としては、受益者負担が少ない方がもちろんいいと思うし、指導者は最低賃金をクリアしてもらわないと困るという意見はあると思う。行政がたくさん支援すればこの問題は解決すると思うが、比較対象がないと議論しづらいというところがある。

【委員】

参考までに言うと、八幡浜市民スポーツセンターの中学生の月謝としては、月20～23日くらいの練習日で、7,470円の受益者負担である。

【オブザーバー】

よく言われるのは、国の補助事業である部活動指導員の時給1,600円を基準としているという話をよく聞く。他市町の情報では、例えば伊予市が、指導者資格の有無で時給差を設けている。スポーツ協会の有資格者であると1,600円、見守りならできますよという協力者であれば1,000円ということで、専門性によって違いを設け、財政面での工夫を行っているところがある。

ウ 八幡浜市「学校部活動地域展開」に関するQ&Aについて

【事務局】

このQ&Aは、部活動地域展開事業に関するQ&Aで、第2回検討委員会で検討いただいた。2月には市のホームページに掲載予定だが、10月以降状況が幾つか変わったこともあり、修正した方がいいだろうというものが出てきた。今日は、この修正に関して、ご意見をいただきたい。

修正の一つ目と二つ目は、地域クラブになった際、保護者負担いわゆる受益者負担がかかってくるということを強調して書かせてもらっている。さらに、その受益者負担を少しでも軽減するための公的支援を検討していくという内容で書かせてもらっている。

三つ目は、地域クラブ活動への第一歩として行われる拠点校方式部活動のスタートに併せて、生徒たちの輸送手段が必要となるが、その輸送手段について、これから先も検討を進めていくという内容で書かせてもらっている。

四つ目は、今後の部活動制について修正を加えさせてもらっている。

【委員】

今年度、例えばダンスなど、市外の様々な地域クラブに入って活動している生徒がいるが、そういう活動も学校部活動に準じて行う活動なので、準部活動という言葉を使って認めるようにしている。学校は、部活動だけでなく、準部活動でもがんばっている生徒たちの情報を入手、共有しながら、様々な資料として活用し残すようにしている。中学生としては、高校生への道をつくるというのが最終目的の一つなので、部活動や地域クラブ活動の活躍を大切にしていきたい。国も市もこの方針でいくということで、学校現場もその流れを無視するわけにはいかないが、スポーツや文化芸術活動を幅広くがんばってもらいたいと思っている。

【委員】

「5行目に『全員部活動制』『全員地域クラブ活動制』を唱えることは行いません。」という表現があるが、「～は敷きません。」というふうに表現してもらった方が分かりやすい。

2月の入学説明会においては、「全員部活動に入らなければなりません。」と説明する予定はなく、それに合わせた表現をこのQ&Aにも書いていただきたい。現場としては、全員部活動制でなくなると、放課後時間を持って余して、生徒指導上難しくなる生徒が出るのではないかなという心配の声はある。

しかし、「全員部活動制」ではないのだから、学校としては、目的を見失ったそういう心配な生徒たちが出ないように、「但し書き」から後半の内容を大切に、4月の部活動結成式の時にも新入生に対して説明をしたいと考えている。

【委員長】

もうすでに学校では、今年度から学校部活動以外の活動も認めているということで、ダンスだとかレスリングだとか、それをやりたいという子どもたちにはそれを認めている。しかし、皆さんが心配するのは「全員部活動制ではありませんよ」と言ったときに、帰宅部が増えていったら困るという部分だと思うが、文言としては明確に言ったほうがいいのではないかとことを言われたのだと思う。

【委員】

この部活動地域展開事業の目的は、文化活動にしても、スポーツ活動にしても、子どもたちの活動の可能性を広げて進めていきたいというもので、何に所属するか悩む子どもたちの選択肢を広げようとする事業だと思うので、私たちは、部活動制ではなく、いろいろな文化的活動やスポーツ活動を推奨しているという思いで、この事業を進めているということを明記することが大切だと思う。そういった多様な活動ができるように進めていますよということを合わせて書いた方がいいのではないかと思う。

お願いというよりは、「選択してやりましょう。」という表現で、そして、八幡浜市はそういった環境を整えていきますよというような表現で書いた方がいいと感じる。

【事務局】

部活動地域展開事業の目的を忘れることなく、その目的が子どもたちや保護者の皆さんに正確に伝わるよう修正をしていきたい。

(4) こども性暴力防止法について（参照：別冊「こども性暴力防止法について」）

【事務局】

第2回検討委員会で質問のあったDBS制度の導入について、八幡浜市はどのように活用するのかということ、今後、検討していきたい。

まず、2年前の2023年4月1日に、「少子化が予想を上回るペースで進む中で、児童虐待やいじめ、不登校等、子どもを取り巻く深刻な状況に対して、本質的な対策を進め解決する」という目的で、こども家庭庁が設置された。

そして、冊子の2ページにあるように、教育や保育など、子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため「こども性暴力防止法」が昨年6月に成立し、今年12月25日より施行される予定である。

その「こども性暴力防止法」の中に盛り込まれた具体的方策の一つが、外国版DBS制度をヒントに得た「日本版DBS」の導入であり、この制度は、性犯罪歴のある人が、子どもに関わる仕事に就くことがないようにして、子どもを性犯罪から守る」という仕組みである。

性犯罪防止法の対象となる機関がまとめられているが、取組が義務化されるのは、学校や認可保育所などで、学習塾やスポーツクラブなどの民間教育事業などは、自らが申請しなければならず、国の認可を受けた場合にはじめて、この防止法の取組対象となる。

そして、申請後、国から認定を受けた事業者が、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、「認定マーク」を広告等として活用できる。この認定マークを得ることにより、その事業者は、「信頼できる事業者」として、子どもや保護者等の信頼を得ることができるという方式である。

このDBS制度には、申請時に約3万円のコストがかかるなどの課題もあるが八幡浜市は、過去の事例も踏まえて、各地域クラブの認定要件として、このDBS制度の導入を義務とするかどうかについて、十分検討する必要がある。

国では、今年12月施行を前に、こどもスポーツ庁で様々なシステム準備がなされているが、今後、通知等で詳細が公示された段階で、委員の皆様のご意見を聞きながら方向性を決めていきたい。

【委員】

子どもからそういった相談を受ける体制はできると思うが、親が相談できる場所はあるのか。

【事務局長】

そういった行為の相談窓口だが、国が示した「ガイドライン」の「認定地域クラブ

活動指導者」登録制度の8「不適切行為への対応」の(2)に「認定地域クラブ指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市町村等に報告すること。」とあるが、これは地域クラブが事実を確認して、市区町村に報告するものである。しかし、地域クラブからの報告だけでなく、被害を受けられた方から直接市区町村へ相談があったとしても受け入れていきたいと思う。その過程で、地域クラブとの調整、事実確認などを行っていききたい。また、認定地域クラブのガイドラインでもあるが、例えばスポーツ少年団であるとか、スポーツ協会のそのような事案に関しては、日本スポーツ協会がオンラインで相談できるようなシステムをつくっている。そういう機関を通じると、専属の相談員が直接聴き取りを行い対応するようになっている。その結果、指導者資格の停止、はく奪などの処理がある。とにかく、何か事案があった際は、躊躇することなく相談願いたい。

【委員】

保護者は何かあった時に、どこに相談したらいいのかわからないので、「何か心配なことがあったら、ここにご連絡ください。」といったことが、どこかに明記されていると安心されると思う。

【事務局】

保護者にとって、相談窓口はどこかということをごどこかに明記し、対応できるようにしていきたい。

(5) 入学説明会資料について

【事務局】

2月9日に両中学校である小学6年生対象の入学説明会に配布予定の資料を、皆さんにも配布させてもらった。これから先、修正を加えながら、更にいいものにしていききたいと思うが、先ほどご意見をいただいた「全員部活動制」に関するQ&Aについても、入学説明会資料に入れさせてもらい、生徒・保護者の皆さんへの共通理解を図りたいと考えている。

【委員】

毎年、入部前に部活動体験というものを行っていると思うが、どのようにされるのか教えてもらいたい。また、今回変化がたくさんあると思うので、保護者の方など、それぞれの部活動や他の活動について分からないことがあると思う。聞いてもなかなか理解できないところもあるので、就職活動の時に担当者がいて聞きやすいようにしているのと同様に、各中学校にも部活動担当のような先生がいて、なんでも聞いていける窓口があると、更に理解が深まっていくと思う。

【委員】

八幡浜中は、4月いっぱい見学や体験等を行い、5月に部活動結成を行おうと考えている。2月9日も部活動見学は行う予定である。

【委員】

保内中も同様だが、男子バスケットボールと剣道については、拠点校方式でスタートしているので、見学を希望する保護者の方は、車移動をしていただき、見学してもらおうと考えている。

【委員】

拠点校方式部活動は、すべての部活動で行うというわけではないのか。

【委員】

新2・3年生は、八西総体、県総体、全国総体があるが、勝てば夏のお盆ぐらいまでである。そこまでの体制は現在の体制で行う。総体に負けた時点で新チームになるが、夏休みぐらいから子どもたちの希望状況を見て、どこを拠点校として考えるか、また、地域クラブとして行うのかというのが決まってくる。

【委員】

今は拠点校方式で行うことになっているが、これからは部活動も幅広く広がっていき、保護者も送迎などを行っていかねばならなくなると思う。先日視察に行ったところの話だが、共働きで子どもたちの送迎が難しい保護者に対して、中間地点場所を決めて、保護者もそこまでは子どもたちを連れて行き、園もそこまで迎えに行くというシステムをつくっているところがあった。こういうふうな工夫が拠点校方式を行っていく上でも必要になってくるのではないかと思った。送り迎えできる保護者ばかりではない中で、そういうふうに工夫していくことが必要になると思う。

【事務局長】

8年度はバス2台を移動手段とし、できるところから拠点校方式で取り組んでいく予定である。移動できる人数は限られるので一度にはできない。両中学校とも、まだチームは組めるという部活動は引き続き続けていただきたいと思う。拠点校方式で実施した方がよいという部も活動場所の工夫を行っていきたい。移動手段の提供というのは、行政サービスということになってくるが、改革実行期間の6年間で、移動手段を含めた行政サービスの在り方について再検討していかねばならないと思う。恐らく、今の時点では、これから出来上がる地域クラブに対する支援は必要だという認識だが、改革実行期間が終わる頃には、その公的支援と受益者負担の在り方が、今と違った形で一つの論点になっているのではないかと思う。現在のスポーツセンターのように、公的支援を受けず経営されているところもあり、公的支援の在り方については、今後も検討していかねばならないと思う。

4 閉会あいさつ（河野 信 副委員長）

本日は、お忙しい中出席いただき大変ありがたかった。まだまだ難しい問題がたくさんあると思うが、今後ともよろしく願いたい。